個人住民税の普通徴収への切替理由書(兼仕切紙)

富士宮市長 あて

事業所名

普通徴収へ切替える給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

記号	切替理由(下記6項目以外の理由は普通徴収へ切替不可)	人数
а	総受給者数(当市以外の従業員を含めて、b~fの該当者を 除いた合計)が2名以下	人
b	他の事業所で特別徴収又は普通徴収として扱う乙欄該当者	人
O	給与から税額が引ききれない・住民税が非課税の者 (例:給与支払金額930,000円以下)	人
Ъ	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払が毎月ではない・金額に増減がある等)	人
е	普通徴収として扱う事業専従者(支払者が個人事業主のみ 該当)	人
f	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	人
普通徴収への切替対象者の合計人数 ※総括表の普通徴収欄の人数と一致します。		人

<注意事項>

- ① 普通徴収該当者の個人別明細書の摘要欄にも必ず切替理由の記号(a~f)を記入してください。(乙欄該当者と退職者(予定者含む)は所定の欄に記入があれば省略可。)<u>未記入の場合、特別徴収の扱いとなります。</u>
- ② 本理由書は、普通徴収への切替対象者の給与支払報告書(個人別明細書)を取りまとめ、その上に付けて提出してください(特別徴収のみの場合は不要)。
- ③ 総括表の普通徴収欄の人数と切替理由書の合計人数が一致すること及び給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に記号の記入があることを必ずご確認ください。
- ④ 上記切替理由と同一の内容が記載されていれば、任意の様式で提出していただいても構いません。
- ⑤ 特別徴収指定通知書・税額決定通知書が送付された後、切替理由(a~f) のいずれかに該当するようになった場合には、異動届により普通徴収に 切替えることができます。

個人住民税の普通徴収への切替理由書(兼仕切紙)

指定番号

富士宮市長 あて

事業所名

普通徴収へ切替える給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

記号	切替理由(下記6項目以外の理由は普通徴収へ切替不可)	人数
а	総受給者数(当市以外の従業員を含めて、b~fの該当者を 除いた合計)が2名以下	人
b	他の事業所で特別徴収又は普通徴収として扱う乙欄該当者	人
С	給与から税額が引ききれない・住民税が非課税の者 (例:給与支払金額930,000円以下)	人
d	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払が毎月ではない・金額に増減がある等)	人
е	普通徴収として扱う事業専従者(支払者が個人事業主のみ 該当)	人
f	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	人
普通徴収への切替対象者の合計人数 ※総括表の普通徴収欄の人数と一致します。		人

<注意事項>

- ① 普通徴収該当者の個人別明細書の摘要欄にも必ず切替理由の記号(a~f)を記入してください。(乙欄該当者と退職者(予定者含む)は所定の欄に記入があれば省略可。)<u>未記入の場合、特別徴収の扱いとなります。</u>
- ② 本理由書は、普通徴収への切替対象者の給与支払報告書(個人別明細書)を取りまとめ、その上に付けて提出してください(特別徴収のみの場合は不要)。
- ③ 総括表の普通徴収欄の人数と切替理由書の合計人数が一致すること及び給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に記号の記入があることを必ずご確認ください。
- ④ 上記切替理由と同一の内容が記載されていれば、任意の様式で提出していただいても構いません。
- ⑤ 特別徴収指定通知書・税額決定通知書が送付された後、切替理由(a~f) のいずれかに該当するようになった場合には、異動届により普通徴収に 切替えることができます。